

料金表

通則

(料金表の適用)

1. インターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)に関する料金の適用について下記サービス地域はこの料金表の規定によります。

「神奈川県鎌倉市全域・神奈川県逗子市の一部・神奈川県藤沢市片瀬山・神奈川県藤沢市小塚」

(料金の変更)

2. 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

3. 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免について)

4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 利用料等

1. 利用料

1-1. 適用

利用料の適用については約款第25条(利用料等の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

1-2. 料金額

インターネット接続サービスには、次表の品目及び、提供の形態があります。

品目	内容	単位	料金額(月額)
プレミアム	下り速度上限を30Mbps、上り速度上限を2Mbpsとするサービス	1の加入者回線ごとに	4,800円(税込5,040円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む
スタンダード	下り速度上限を8Mbps、上り速度上限を1Mbpsとするサービス	1の加入者回線ごとに	3,800円(税込3,990円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む
ライト	下り速度上限を2Mbps、上り速度上限を256kbpsとするサービス	1の加入者回線ごとに	2,850円(税込2,992円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む
鎌倉ネットエコノミー (新規販売終了)	下り速度上限を1Mbps、上り速度上限を500kbpsとするサービス	1の加入者回線ごとに	1,900円(税込1,995円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む
鎌倉ネット追加モデムファーストコース (新規販売終了)※	主契約がプレミアムであって下り速度上限を30Mbps、上り速度上限を2Mbpsとする追加サービス	1の加入者回線ごとに	3,480円(税込3,654円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む
鎌倉ネット追加モデムスタンダードコース (新規販売終了)※	主契約がプレミアム・スタンダードであって下り速度上限を10Mbps、上り速度上限を500kbpsとする追加サービス	1の加入者回線ごとに	2,700円(税込2,835円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む

※平成19年11月30日までに主契約及び追加モデムコースを締結した加入者に限り、適用します。

## JCNインターネット加入契約約款

### 1-3. 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単位	料金額(月額)
プレミアム・スタンダード・ライト	1の加入者回線ごとに	1,500円(税込 1,575円)
鎌倉ネットエコミー	1の加入者回線ごとに	1,500円(税込 1,575円)

### 2. 付加機能使用料

#### 2-1. 適用

付加機能使用料の適用については、約款第25条(利用料等の支払義務)に定めるところによります。

#### 2-2. 付加機能の種類等区

##### 分 提供条件

区分	提供条件	料金(月額)
メールアドレス追加	1. 当社は利用者の1つの契約者回線につき、追加できるメールアドレスの数の上限を99個とします。 2. 当社は、技術上又はやむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。その場合、あらかじめそのことを利用者にお知らせします。	1メールアドレス毎に200円(税込 210円)
メールボックス容量追加	当社は利用者の1つのメールアドレスにつき追加できるメールボックス容量の上限を、5MB単位で50MBとします。	5MB 毎に100円(税込 105円)
ホームページ容量追加	1. 当社は利用者の1つの加入者回線につき追加できるホームページ容量の上限を、5MB単位で100MBとします。 2. ホームページアドレスの追加は出来ません。	5MB 毎に100円(税込 105円)
IPアドレス追加サービス	プレミアム・スタンダード・ライトをご利用中の契約者が、端末設備を最大で8台まで接続可能です。	1台 毎に 800円(税込み840円)
PCプロテクションプラス	100個までお申込が可能です。	1個 毎に 400円(税込420円)

マンスリーマカフィー (新規販売終了)	あらかじめ利用者に割り当てられたマンスリーマカフィー(1個)の他にメールアドレス・IPアドレスに対しマンスリーマカフィーを追加できるサービスをいいます。		1個毎に400円 (税込み420円)
鎌倉ネット追加モデムエコノミー (新規販売終了) ※	主契約がプレミアム・スタンダード・ライト・エコノミーであって、下り速度上限を1Mbps、上り速度上限を500kbpsとするサービス	1の加入者回線ごとに	1,900円(税込1,995円) 端末接続装置使用料(1台分)を含む

※平成19年11月30日までに主契約及び追加モデムコースを締結した加入者に限り、適用します。

### 3. 解除料

#### 3-1. 適用

解除料の適用については約款第7条(最低利用期間)に定めるところによります。

#### 3-2. 解除料の額

最低利用期間内に契約の解除があった場合、解除料の額は、残余の期間に対応する1-2. で定めた利用料に相当する額とします。

## 第2表 手続きに関する料金等

### 1. 適用

手続きに関する料金等の適用については約款第26条(手続きに関する料金等の支払義務)および第30条(延滞処理)第1項によります。

### 2. 料金額

#### 2-1 パスワードの変更等手数料

区分	単位	料金額
----	----	-----

#### 2-2 地位の承継処理に伴う手数料

区分	単位	料金額
地位の継承処理手数料	1の手続きごとに	別に算定する実費相当額

#### 2-3 サービス品目変更手数料

区分	単位	料金額
サービス品目変更手数料	1の手続きごとに	別に算定する実費相当額

#### 2-4 延滞処理に伴う手数料

区分	単位	手数料の額
延滞手数料	1の加入者回線ごとに	600円(税込 630円)

### 第3表 工事に関する費用

#### 1. 適用

工事に関する費用の適用については約款第27条(工事に関する費用の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる加入者回線等又は交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定いたします。

#### 2. 料金額

##### 2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

区分	単位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事	1の加入者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1の加入者回線ごとに	別に算定する実費相当額

##### 2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合

区分	単位	料金額
契約の解除に関する工事	1の加入者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の解除に関する工事	1の加入者回線ごとに	別に算定する実費相当額

##### 2-3 サービス変更に関する工事の場合

区分	単位	料金額
サービス変更に関する工事	1の加入者回線ごとに	別に算定する実費相当額

##### 2-4 加入者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区分	単位	料金額
その他の工事	1の加入者回線ごとに	別に算定する実費相当額

### 第4表 損害金

#### 1. 適用

損害金の適用については約款第8条(加入者回線の終端)第3項に定めるところによります。

#### 2. 損害金の額

区分	単位	料金額
端末接続装置	1台ごとに	30,000円

#### 附則

(実施期日)

この約款は、平成20年4月1日から実施します。

附則 平成20年 4月 1日改正

#### 第1条 契約に関する経過措置

この改正実施において、現在のJCNテレビ加入契約約款(料金表を含み、以下「旧約款」といいます)については、この改正実施の日において、この約款に移行したものとします。

2 この改正実施の際に、旧約款の規定により一時停止を行っている契約については、前項の規定に準じて取り扱います。

#### 第2条 設備に関する経過措置

この改正実施の際に、当社が旧約款の規定により提供している設備(機器等を含みます)は、この改正実施の日において、附則第1条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する設備に移行したものとします。

### 第3条 料金等の支払いに関する経過措置

この改正実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務は、なお従前の通りとします。

### 第4条 損害賠償に関する経過措置

この改正実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた旧サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第1条(契約に関する経過措置)の規定により移行する契約に係るものについては、この改正実施の日において、なお従前のとおりとします。

### 第5条 この改正実施前に行った手続きの効力等

この改正実施前に、当社に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正実施の際に、当社が旧約款の規定により提供している旧サービスについてはこの附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。